

# 福岡県公報

令和4年3月15日  
第 282 号

## 目次

### 告示 (第216号 - 第231号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○都市計画の変更	(都市計画課)	5
○都市計画の変更	(都市計画課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
<b>公 告</b>		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	5
○一般競争入札の実施	(行政経営企画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	11

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○福岡県立総合プールの利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	12
○福岡県馬術競技場の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	15
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	16
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	16

### 教育委員会

○情報通信の技術を利用して行う福岡県教育委員会の所管する行政事務等	(教育庁義務教育課)	17
-----------------------------------	------------	----

## 告 示

### 福岡県告示第216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

直方	県道	直方 芦屋線	前	鞍手郡鞍手町大字小牧421番先から 鞍手郡鞍手町大字小牧330番先まで	9.0 ～ 46.6	315.0
			後	鞍手郡鞍手町大字小牧421番先から 鞍手郡鞍手町大字小牧330番先まで	8.0 ～ 24.4	

## 福岡県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉 小石原線	朝倉市須川142番6先から 朝倉市須川139番4先まで

## 福岡県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚 停車場線	飯塚市菰田西二丁目287番10先から 飯塚市菰田西一丁目264番11先まで

## 福岡県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽 石川内線	前	八女市矢部村北矢部2036番3先から 八女市矢部村北矢部2034番1先まで	3.3 ～ 7.1	194.0
			後	八女市矢部村北矢部2036番3先から 八女市矢部村北矢部2034番1先まで	28.0 ～ 58.8	

## 福岡県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽 石川内線	前	八女市星野村17244番2先から 八女市星野村17286番3先まで	7.7 ～ 12.5	46.0

		後	八女市星野村17241番先から 八女市星野村17286番3先まで	21.7 ～ 48.3	46.0
--	--	---	-------------------------------------	-------------------	------

**福岡県告示第221号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	藤山 国分 線 一丁田	前	久留米市藤山町356番1先から 久留米市藤山町179番1先まで	11.3 ～ 11.7	29.7
			後	久留米市藤山町356番1先から 久留米市藤山町179番1先まで	13.8 ～ 14.1	

**福岡県告示第222号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	藤山 国分 線 一丁田	久留米市藤山町356番1先から 久留米市藤山町179番1先まで
-----	----------------------	------------------------------------

**福岡県告示第223号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	江島 筑後 線	前	久留米市城島町江上本707番2先から 久留米市城島町江上本706番1先まで	6.1 ～ 13.3	34.5
			後	久留米市城島町江上本707番2先から 久留米市城島町江上本706番1先まで	6.1 ～ 22.4	

**福岡県告示第224号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県 道	大 城 和 島 線	前	久留米市城島町六町原353番14先から 久留米市城島町六町原353番14先まで	9.0 ～ 9.6	3.9
			後	久留米市城島町六町原353番14先から 久留米市城島町六町原353番14先まで	9.6 ～ 23.2	

**福岡県告示第225号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米	県 道	山 日 北 田 線	前	うきは市浮羽町小塩2929番1先から うきは市浮羽町小塩2933番5先まで	5.6 ～ 16.4	57.3
			後	うきは市浮羽町小塩2929番1先から うきは市浮羽町小塩2931番1先まで	14.6 ～ 26.5	

**福岡県告示第226号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米	県 道	山 日 北 田 線	前	うきは市浮羽町小塩3031番2先から うきは市浮羽町小塩3002番3先まで	5.0 ～ 5.6	40.0
			後	うきは市浮羽町小塩3031番2先から うきは市浮羽町小塩3002番2先まで	9.9 ～ 21.6	

**福岡県告示第227号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

直 方	県 道	直 方 宗 像 線	前	鞍手郡鞍手町大字八尋1217番2先から 鞍手郡鞍手町大字新延459番4先まで	11.6 ～ 15.4	65.8
			後	鞍手郡鞍手町大字八尋1217番2先から 鞍手郡鞍手町大字新延459番4先まで	14.2 ～ 15.4	

**福岡県告示第228号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	直 方 宗 像 線	鞍手郡鞍手町大字八尋1217番2先から 鞍手郡鞍手町大字新延459番4先まで

**福岡県告示第229号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画道路を変更（遠賀広域都市計画道路 3・4・50-7号広渡尾崎線の変更）

**福岡県告示第230号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画道路を変更（筑豊広域都市計画道路 3・3・38-6号中央団地会社町線、筑豊広域都市計画道路 3・4・38-16号宮尾町川宮線の変更）

**福岡県告示第231号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	富 多 大 城 線	久留米市北野町金島1265番3先から 久留米市北野町金島464番1先まで

**公 告****公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県新文書管理システム構築業務

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年5月26日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県新文書管理システム構築業務

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年6月16日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有し、次のいずれかの業種において等級AAに格付けされていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具(電気通信機器)	AA
13	07	サービス業種その他(ソフトウェア開発)	AA

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部行政経営企画課文書係（県庁行政棟1階北棟）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3029（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和4年3月15日（火曜日）から令和4年3月30日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局にて行う。

8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書及び担当者届

令和4年3月30日（水曜日）午後5時00分まで

イ 総合評価のための提案書

令和4年5月10日（火曜日）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提案書受領後、提案書についての内容説明（プレゼンテーション等）の場を設けるものとする。なお、その日時等は、5の部局に対して入札参加の申請を行った者に対して別途通知する。

10 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和4年6月16日（木曜日）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年6月17日（金曜日）午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 総務部会議室

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者が不在の場合の措置

開札の結果、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

## (2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

令和4年6月16日（木曜日）午後3時00分までの指定の日時までに5の部局へ「保証金等納付書」（事前に行行政経営企画課文書係で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書交付時に添付している「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。）

## (3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の税込金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（入札金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

## (5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

## (6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額に相当する金額（税込）の2割

超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない、又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金若しくはこれに代わる担保が12の(1)に規定する金額に達せず、又は12の(2)に規定する受領期限までに納付されない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 次のア及びイに該当する者のうち、入札価格の得点（以下「価格点」という。）に当該入札に係る性能、機能、技術等の各評価項目の得点の合計（以下「技術点」という。）を加えて得た数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第152条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札説明書別添の「別記 評価項目表」（以下「評価項目表」という。）において必須とされた項目のうち、評価点が0点のものが1つもないこと。

(2) (1)の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 価格点及び技術点の合計点数は800点満点とし、得点配分は、価格点を200点、技術点を600点（1：3）とする。

(4) 価格点の評価は、その入札価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、次に示す方法による。

なお、価格点を求める際には、小数点第1位を四捨五入する。

$$\text{価格点 (P)} = (1.0 - \text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格}) \times 200$$

(5) 技術点の評価は、評価項目表に従い、点数化するものとする。

(6) 評価項目に対する提案内容に応じて、以下のとおり評価点を設定するものとし、評価点に評価項目表に示す評価係数を乗じた値を得点とする。

なお、必須とされた評価項目のうち、評価点が0点のものが1つでもある場合は不合格とする。

評価レベル	評価点
優れている	5点
やや優れている	4点
標準的である	3点
やや劣っている	2点
記載なし又は劣っている	0点

(7) 評価項目表の各大項目に配分する得点は、以下のように設定する。

大項目	配点(点)	比重(%)
全般	70	11.7
開発要件	45	7.5
機能要件	230	38.3
非機能要件	170	28.3
追加提案	20	3.4
デモンストレーション等	65	10.8
合計	600	100.0

(8) 評価結果の通知及び通知方法は、次のとおりとする。

ア 通知期限：令和4年6月20日（月曜日）

イ 通知方法：全ての入札書提出者に書面により通知する。

## 15 その他

(1) 本調達では、稼働開始時期をあらかじめ定めているため、本県側の責めによる場合を除き、設計・開発等期間の延期は一切許容できない。

(2) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時まで提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は、落札者の負担とする。

(3) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時まで課税（免税）事業者届出書を提出すること。

(4) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(6) 「入札参加申請書」提出後、入札参加を辞退する場合は、別紙「入札辞退届」を提出すること。

(7) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(8) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

(1) The name of contract matter  
Development of the Document Management System

(2) Time Limit for Tender  
5:00 P.M. on 16 June, 2022

(3) Contact point for the Notice  
Administrative Management Planning Division,  
General Affairs Department,

Fukuoka Prefectural Office,  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Phone : 092-643-3029

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩野北字高塔2248-1、2251-5、2254-1、2255-1及び2255-4から8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
佐賀県鳥栖市真木町2053-4 ローアレーガー301  
齋藤 史朗

**公告**

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社ヴァレオジャパン	埼玉県熊谷市千代字東原39番地	令和4年3月1日	令和7年2月28日まで

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久山町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都

市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和3年11月30日久山町告示第35号）

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（2工区）宗像市日の里五丁目3番98及び3番125から3番219まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
住友林業株式会社  
代表取締役 光吉 敏郎

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 米城ビルディング・千歳プラザ東館
  - (2) 所在地 久留米市天神町一丁目1番地1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等

駐輪場の計画について、施設周辺に100台の駐輪スペースを確保する計画となっているが、現状は計画どおり確保されておらず、自転車の放置も見られる。施設周辺は自転車放置禁止区域であることから、市は、放置自転車防止の街頭指導や撤去業務等の放置自転車対策を要しているため、計画どおりの駐輪場を確保するとともに、利用の促進に努めていただきたい。

(2) その他

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ライフガーデン新宮中央

(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見無し

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県立総合プール

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

令和4年3月4日

4 利用料金（令和4年4月1日以降）

(1) 個人使用の場合

種類	期間	単位	区分	料金（1人）
プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	560円
			生徒	340円
			児童	220円
	10月15日から翌年6月30日まで（25メートルプールのみ）	1回	一般	790円
			生徒	450円
			児童	340円
スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	1回	一般	1,090円
			生徒	780円
			児童	580円

ただし、プールにおいて1回あたりの利用時間が2時間以内の場合は次のとおりとする。

種類	期間	単位	区分	料金（1人）
プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	420円
			生徒	320円
			児童	210円

10月15日から翌年6月30日まで（25メートルプールのみ）	1 回	一 般	420円
		生 徒	320円
		児 童	210円

(2) 占用使用の場合

種 類	期 間	時 間	50メートルプール スケートリンク			25メートルプール		飛 込 プ ー ル		
			アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
プ ー ル	5月20日から9月30日まで（25メートルプールにあっては、7月1日から9月30日まで）	9時から13時まで	50,120円	150,380円	300,770円	34,170円	102,530円	1時間につき 5,690円	1時間につき 17,080円	1時間につき 34,170円
		13時から17時まで	50,120円	150,380円	300,770円	34,170円	102,530円			
		17時から21時まで	62,650円	187,980円	375,960円	42,150円	126,460円			
		9時から17時まで	100,250円	300,770円	601,540円	68,350円	205,070円			
		13時から21時まで	112,780円	338,360円	676,730円	76,330円	228,990円			
		9時から21時まで	162,910円	488,750円	977,500円	110,510円	331,530円			
	10月15日から翌年6月30日まで	9時から13時まで				51,260円	153,800円			
		13時から17時まで				51,260円	153,800円			
		17時から21時まで				63,790円	191,400円			
		9時から17時まで				102,530円	307,600円			
ス ケ ー ト リ ン ク	11月1日から翌年4月10日まで	9時から13時まで	66,070円	198,230円	396,470円					
		13時から17時まで	66,070円	198,230円	396,470円					
		17時から21時まで	83,160円	249,500円	499,000円					
		9時から17時まで	132,150円	396,470円	792,940円					
		13時から21時まで	149,240円	447,740円	895,480円					

9時から21時まで	215,320円	645,970円	1,291,950円					
-----------	----------	----------	------------	--	--	--	--	--

(3) 附属施設

施 設 名	料 金
会 議 室	1時間につき 560円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種 別	単 位	利用料金	備 考	
電光掲示板	一式1回（1日）	13,670円	固定式	
電光掲示板	一式1回（1日）	6,830円	移動式	
自動計時装置	一式1回（1日）	3,410円	タッチボード等	
水球用35秒計	一式1回（1日）	3,410円		
放送設備	一式1回（1日）	3,410円		
水泳競技用具	一式1回（1日）	3,410円	競技種目別	
ペースタイマー	一式1回（1日）	3,410円		
審判台	1組1回（1日）	1,130円	水球用	
掲示板支持装置 A	1平方メートル1回（1日）	3,410円	スポーツ大会の場合（長期継続使用の場合を除く。）	
掲示板支持装置 A	1平方メートル1回（1日）	6,830円	スポーツ大会以外の場合（長期継続使用の場合を除く。）	
掲示板支持装置 B	1平方メートル1回（1日）	1,130円	長期継続使用の場合	

広告掲示物の掲出を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。

アイスホッケー ゴールポスト	一式1回（ 1日）	3,410円	
コインロッカー	1回	50円	

（備考） この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

区 分	利用料金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

4 占用使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコー  
スロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

5 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日  
に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。

6 占用使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使  
用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、  
当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該  
使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小  
学部を含む。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教  
育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。  
）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）  
の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童及び生徒以外の者をい  
う。

10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料と  
する。ただし、団体で使用する場合を除く。

## 公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定  
に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次の  
ように公示する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 名称  
福岡県馬術競技場
- 位置  
古賀市筵内564番地
- 利用料金の承認年月日  
令和4年3月4日
- 利用料金（令和4年4月1日以降）

### (1) 個人使用の場合

区 分	2時間以内	超過1時間ごと
児 童 生 徒	910円	450円
一 般	1,360円	680円

### (2) 占用使用の場合

区 分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
馬場馬術競技場	7,400円	7,400円	14,810円
障害馬術競技場	14,810円	14,810円	29,620円
覆い馬場	11,960円	11,960円	23,920円

### (3) 厩舎

1房につき1日 1,130円

### (4) 附属施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会 議 室	1,130円	1,360円	2,500円
研 修 室	2,270円	2,840円	5,120円

## 備考

- 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市青柳町字狐崎684番1及び687番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡新宮町新宮東四丁目9-6 フォレストディパーチェ501号  
古賀 洋貴

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類  
基本測量（電子基準点測量）
- 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区、北九州市若松区、福岡市東区、久留米市、直方市、田川市、八女市、行橋市、筑紫野市、古賀市、みやま市、糸島市、嘉穂郡桂川町、朝倉郡東峰村、築上郡築上町	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年3月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市 大新開地区（糸島市神在）	令和3年9月1日から 令和4年3月11日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、春日市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条に

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
春日市伯玄町	令和 4 年 2 月 22 日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称  
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 1 月 5 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
T I S 株式会社 九州支社
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅東二丁目 5 番 1 号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

48,786,100円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)該当

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称  
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部財務課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 1 月 5 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
T I S 株式会社九州支社
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅東二丁目 5 番 1 号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
49,304,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

# 教育委員会

## 福岡県教育委員会告示第2号

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県教育委員会規則第2号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように公示する。

令和 4 年 3 月 15 日

福岡県教育委員会

- 1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和4年3月25日	各種教育研究大会（全国・九州地区）等補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第1号	令和4年3月25日	各種教育研究大会（全国・九州地区）等補助金変更交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和4年3月25日	各種教育研究大会（全国・九州地区）等補助金実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和4年3月25日	教員研修事業費等（教育研究団体）県費補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第1号	令和4年3月25日	教員研修事業費等（教育研究団体）県費補助金変更交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和4年3月25日	教員研修事業費等（教育研究団体）県費補助金実績報告

- 2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和4年3月25日	各種教育研究大会（全国・九州地区）等補助金の事業の中止又は廃止

福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和4年3月25日	各種教育研究大会（全国・九州地区）等補助金の事業遅延の報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和4年3月25日	教員研修事業費等（教育研究団体）県費補助金の事業の中止又は廃止
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和4年3月25日	教員研修事業費等（教育研究団体）県費補助金の事業遅延の報告